

(1) 教員としての資質の向上に関する指標

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期
資質・能力にかかると項目	教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
		指導教諭			
		高い専門性に基づき、教員の授業力向上のための指導・助言を行う。			
		主幹教諭			
		関係主任と連携して管理職を補佐し、学校の管理運営に関する事項等を行う。			
教職に必要な素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒から学び、共に成長しようとする姿勢を身につけている。	○児童生徒一人ひとりが自らをかけがえない存在として感じられるよう寄り添うことができる。 ○児童生徒の主体的な学びを支援する役割を果たすことができる。	○児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、学校全体での教育活動を推進することができる。	
	倫理観 コンプライアンス	○教員としての職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を理解している。 ○社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけている。	○教育公務員としての自覚と規範意識を持ち、法令等の遵守を徹底している。 ○自らの行動が学校教育に寄せる県民の信頼に与える影響を理解し、自らを厳しく律することができる。	○法令等を遵守し、他の教職員の規範となるとともに、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けて取り組むことができる。	
	社会性 コミュニケーション力	○互いの人権を尊重し、多様性を認め合う確かな人権感覚を身につけている。 ○他者と協調し、相手を思いやる豊かな人間性を身につけている。	○組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員からの理解、協力を得ながら、自らの職務を遂行することができる。 ○豊かな人間性と確かな人権感覚を発揮し、児童生徒や保護者、地域等との信頼関係を構築することができる。	○教職員間の円滑なコミュニケーションを促進し、多様な意見を尊重しながら組織的に取り組むとともに、人材育成の重要性をふまえて自らの経験・スキルを率先して若手教職員に伝えることができる。 ○保護者や地域の関係者の意見・要望を把握するとともに、連携・協力しながら課題に対処することができる。	
	学び続ける意欲 探究心	○自らの強みや弱みを理解しようするとともに、自己研鑽に励んでいる。	○自らの強みや弱み、今後伸ばすべき能力、学校で果たすべき役割などをふまえて、自らの資質・能力を向上させるためのビジョンを持つことができる。 ○自らの専門職性を高めるために主体的な学びをマネジメントすることができる。 ○学校教育を取り巻く環境や社会の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けることができる。	○自己の置かれた状況に照らして、適切な現状把握と目標設定を行い、自らの実践を検証し改善し続けることができる。	
	学校運営への参画	○組織の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。	○「報告・連絡・相談」を確実に行うとともに、同僚からの助言等を得ながら、職務を遂行することができる。 ○学校マネジメントの意義を理解し、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、組織の中で自己の役割を果たすことができる。	○児童生徒の指導上の問題を一人で抱え込まないよう組織で対応したり、職員間の「報告・連絡・相談」が円滑に行われるような職場の人間関係を構築したりして、同僚性を高めることができる。 ○学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、学校の教育目標の達成、学校運営上の課題の解決に向けて中・長期的な対応策を講じることができる。	
	危機管理	○学校安全に関わる基礎的な知識を身につけるとともに、身の回りの危険を察知し、回避することができる。	○学校事故防止と安全対策等のマニュアルを理解し、教室環境や校内の安全点検を日常的に行ったり、児童生徒の行動の観察等を行い危機の未然防止に努めることができる。 ○危機管理に係る組織的な対応において、自己の役割を的確に果たすことができる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応に努め、学校全体の安全・防災について中心的な役割を担うことができる。 ○事故の再発防止に向け、必要な改善取組を推進できる。	
学習指導	授業計画	○学習指導要領に示された教科等の目標及び内容並びに児童生徒の実態に即した授業構想の重要性を理解している。	○児童生徒の実態をふまえて、育成を目指す資質・能力を明確にした授業を計画ができる。 ○授業のねらいをふまえて教材研究を行うことができる。	○学校の重点課題及び児童生徒の実態や習熟度に応じた授業を計画できる。 ○教科会や学年会で教材研究を行う時間を確保するとともに、自らの専門性を活かして若手教員に指導・助言を適切に行うことができる。	○全教育課程をとらえ、他教科等の学習内容や系統性等をふまえて授業を計画できる。 ○自らの専門性や経験を活かして他の教員に適切な指導・助言を行うとともに、学校全体の授業づくりの質を高めることができる。
	授業実践	○発問、板書、教材・教具の活用等、基本的な指導技術を身につけている。 ○授業計画に沿って授業を展開できる。	○個別最適な学びと協働的な学びを実現するため多様な授業形態を取り入れる等の工夫をすることができる。 ○指導と評価の一体化に基づいて授業実践することができる。	○指導方法や指導形態等を工夫し、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを充実させることで児童生徒の学力向上につなげることができる。 ○指導と評価の一体化に基づいて実践することができる。	○高い専門性を身につけ、創意工夫を凝らした授業を実践するとともに、児童生徒の学習評価を適切に行うことができる。 ○若手教員の指導上の課題を捉え、自らの経験を活かして授業力向上に係る指導・助言を行うことができる。
	授業改善	○主体的・対話的で深い学びを実現するため授業改善の必要性を理解している。	○評価規準に基づく評価を行い、一人ひとりの学習状況及び自己の授業の課題を把握することができる。 ○他の教員の良いところを取り入れて、授業改善を図ることができる。	○評価規準に基づく評価を行い、一人ひとりの学習状況及び自己の授業の課題を把握し、省察をもとにした授業改善を図ることができる。	○授業力向上に向けた取組の課題を明らかにし、他の教員の模範となる授業を自ら実践して積極的に公開するとともに、教員一人ひとりに応じた指導・助言を行うことができる。
		【指導教諭】			
		○指導力向上に向けた研修会等において、高い専門性を活かし、指導力や技術力向上のための適切な指導・助言を行うことができる。			

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降	
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期	
資質・能力にかかる項目		教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
				指導教諭 高い専門性に基づき、教員の授業力向上のための指導・助言を行う。	主幹教諭 関係主任と連携して管理職を補佐し、学校の管理運営に関する事項等を行う。	
生徒指導	児童生徒理解	○児童生徒の発達段階や個性・特性、一人ひとりの生活背景を理解することの重要性を理解している。	○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景を理解し、受容的・共感的な態度で児童生徒に接し、信頼関係を築くことができる。	○児童生徒一人ひとりの理解に基づく信頼関係づくりを進めながら保護者と連携することができる。	○学校全体の児童生徒の状況や課題を多面的に把握し、教職員相互の理解を促進するとともに、保護者、関係機関と連携を図りながら、組織的・計画的に児童生徒の成長を促している。	
	生徒指導いじめへの対応	○実態に即して個に応じた指導や集団への指導の必要性を理解している。 ○いじめの防止、早期把握の必要性を理解している。	○日常的に児童生徒の生活状況を把握するとともに、児童生徒の発するサインを見逃すことなく、問題行動等を早期に発見し、他の教職員に報告・連絡・相談しながら迅速に対応することができる。 ○いじめの防止や早期把握のために、児童生徒の発するサインを察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職の指示のもと、他の教職員と連携・協力しながら組織的な対応に努めることができる。	○児童生徒の生活状況や心情を理解し、問題行動等の背景・原因を的確に把握して必要な指導を行うことができる。また、生徒指導上の問題解決に向け具体的な方策を立て、組織的・系統的に取り組むことができる。 ○いじめの防止や早期把握のために、児童生徒の行動やわずかな変化を察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職をはじめ、保護者、関係機関と連携を図り、組織的な取組を推進することができる。		
	キャリア教育	○社会の動向やニーズに関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につける学習を展開することができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるための指導体制の整備を行うことができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるための指導体制の整備を行うことができる。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別支援教育	○特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の考え方や児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態を把握し、適切な指導・支援を行うことができる。 ○他の教職員と連携・協力しながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。 ○教職員間の共通理解を図りながら、児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を実践することができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加に向けて、保護者や地域と連携し、学校全体で取り組めるよう教職員に働きかけを行うことができる。 ○児童生徒が共に学ぶという視点に立った教育活動を蓄積し、他の教職員への継承を進めることができる。	
	外国人児童生徒教育	○日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や保護者への支援の必要性を理解している。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、他の教職員と連携・協力しながら、適切な指導・支援を行うことができる。 ○教職員間の共通理解を図りながら、多文化共生への理解を深める教育活動を実践することができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、地域や関係機関と連携し、適切な指導・支援を行うとともに、校内の指導・支援体制づくりを推進することができる。 ○多文化共生に係る学校全体の取組において、中心的な役割を果たすことができる。		
	不登校児童生徒への支援	○児童生徒が安心して意欲的に学ぶことができる学級づくりや不登校の初期対応の必要性を理解している。	○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、他の教職員と連携・協力しながら、子どもや保護者の気持ちに寄り添った不登校支援を行うことができる。	○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、他の教職員と連携・協力しながら、子どもや保護者の気持ちに寄り添った不登校支援を行うことができる。	○保護者や関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた支援を組織的・計画的に進めることができる。 ○保護者や関係機関と連携しながら、他の教職員に対して適切な指導・助言を行い、組織的な対応を推進することができる。	
	ICTや情報・教育データの活用	○学校におけるICTの活用の意義を理解している。 ○情報セキュリティの基礎的な知識を身につけている。	○児童生徒にどのような力をつけるのかを考え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて重要なツールの一つとしてICTを活用することができる。 ○児童生徒の発達段階や実態に応じて、デジタル・シティズンシップ（情報モラルや情報リテラシーを含む）をふまえた情報活用能力を育むための学習を行うことができる。	○学校内に蓄積されている様々なデータを集約、分析するとともに、その結果を他の教職員と共有し、学校全体の課題解決に向けた取組を推進することができる。 ○教職員が情報セキュリティを確保するためのルールを提案する等、積極的に改善を図ることができる。		
教育課題への対応力	グローバル教育	○豊かな国際感覚を持つことや、郷土を愛することの大切さを理解している。 ○多文化共生に係る学習の大切さを理解している。	○豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開する。 ○多文化共生への理解を深める教育活動を実践する。	○地域や関係機関と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開し、指導方法について他の教職員に適切な指導・助言を行う。		
	人権教育	○差別を解消するための責務を自覚し、人権尊重の理念や人権教育の意義について理解している。	○三重県人権教育基本方針に基づき、人権教育カリキュラムに沿って一人権尊重の意識と実践力を育む教育を児童生徒や地域の実態に応じて展開することができる。	○校内や家庭・地域との連携による推進体制の中核を担い、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムを適切に運用し、組織的な取組を積極的に推進することができる。		
	防災教育	○防災教育の重要性を理解している。	○三重県の地理的特性をふまえた防災・減災に関する理解を深め、児童生徒が自らの命を守るために必要な知識・技能を身に付けさせる指導を行うことができる。	○児童生徒が自らの命を守るために必要な知識・技能を身に付けさせるとともに、地域の支援者として自ら行動できるよう、家庭や地域と連携した防災・減災に関する取組を推進することができる。		

(2) 教頭・准校長及び校長に必要な事項

職 階		教頭・准校長	校長
		マネジメント力の強化	マネジメント力の発揮
資質・能力 にかかる項目		学校マネジメントにおける教頭・准校長の役割を理解し、学校教育目標の達成に向けて、教職員の共通理解を図るとともに保護者・地域との連携・協働を進めながら、校長を補佐し学校改善を推進する。	学校マネジメントによって教職員の意識改革を図り、学校組織としてのリーダーとしての確かな判断や決断をしながら、学校を活性化し、魅力ある学校づくりをする。
管理職に必要な素養		<ul style="list-style-type: none"> ○明確な教育理念と識見を持ち、児童生徒のよりよい成長をめざして諸課題に前向きに取り組む組織づくりを進めている。 ○管理職としての役割を自覚し、使命感と責任感を持って、保護者や地域等との信頼関係を築いている。 ○教職員のキャリアやメンタルヘルス等を的確に把握し、教職員の職能成長と学校活性化に努めている。 ○コンプライアンスやリスクマネジメントに対する意識を学校に定着させるとともに、教職員が安心して職務遂行ができる風土を醸成している。 	
学校 ビジ ョン の	課題把握	○情報収集を的確に行い、それを活用できるように準備するとともに、学校評価を適切に行うことで学校活性化に努めている。	○情報収集や活用を的確に行うとともに、学校評価等を学校経営に生かし、学校の弱みを把握し、強みを生かした学校の活性化に努めている。
	学校ビジョンの明示	○校長の学校ビジョンを十分に理解し分かりやすく教職員に伝え、教職員の共通理解のもと、組織をまとめ動かすことができる。	○社会の動向や国、県、市町の教育施策及び学校の実態や課題をふまえ、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりを目指した具体的な学校ビジョンを立てる。また、それを教職員や保護者等に明確に示すことができる。
組 織 運 営	学校運営	○校長が示す学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて、必要な人的・物的な視点を活用するとともに、教育活動の状況を的確に把握しながら、評価及び改善を推進することができる。	○学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて、必要な人的・物的な視点を活用するとともに、教育活動の状況を的確に把握しながら、評価及び改善を行うことができる。
	家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	○地域等のニーズを把握するための情報収集を行い、教職員が多様な専門性を持つ地域人材等と協働していくことができるように必要な調整をすることができる。	○地域等のニーズを把握し、教職員が多様な専門性を持つ地域人材等と協働していく学校風土を醸成することができる。
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○日常から学校事故や教職員の不祥事の未然防止に対する教職員への指導・助言を行い、危機発生時には、正確な情報を把握し、関係機関等との連絡調整を図ることができる。 ○校長が示す対応方針に沿って教職員に的確な指示を行うとともに、組織的に対処できるよう校長を補佐している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な環境での教育活動が展開されるよう、日常から学校の安全管理の徹底と危機管理体制を構築することができる。 ○危機発生時には、児童生徒の安全確保を最優先して、正確な情報に基づき対応方針を明確に示し、迅速かつ組織的に対応することができる。
	職場環境づくり チームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が心身ともに健康な状態で業務を遂行できるよう、職場環境や業務改善及び意識の改革を図り、積極的に教職員へ働きかけている。 ○学校教育目標の実現に向け、教職員の能力や適性が発揮されるよう、組織の主任等に適切に指示を出し、組織の活性化を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場環境や業務の改善及び意識の改革を図り、教職員が心身ともに健康な状態で業務を遂行できるような組織運営を責任を持って行うことができる。 ○学校教育目標の実現に向け、校内組織の再編成や適正な人事配置を行い、学校運営がチームとして機能するよう学校体制を構築することができる。
人 材 育 成	教員の資質向上	○教職員が主体的に取り組むことができるよう、校内研修を企画・運営すること等、教職員の教育活動をリードし組織的な活動となるように調整することができる。	○教職員のロールモデルとしての役割を自覚し、教育活動をリードするとともに、教職員との対話を通して資質向上への意欲づけや意識改革、研修の受講奨励に努めている。
	人材育成	○教職員一人ひとりのキャリアや資質能力等を把握し、キャリアステージに応じた指導・助言を行い人材育成につなげている。	○教職員一人ひとりのキャリアや資質能力等を把握し、キャリアステージに応じて研修履歴等を活用した指導・助言を行い人材育成につなげている。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標 (事務局最終案)

資料2

(3) 養護教諭に必要な事項 (専門領域)

ライフステージ		教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
			初任～教職経験5年次 基礎形成期	教職経験6年次～10年次 伸長期	教職経験11年次～20年次 充実期	教職経験21年次以降 発展期
資質・能力にかかわる項目		養護教諭として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
養護教諭に必要な事項 (専門領域)	保健管理	○学校保健安全法を理解し、保健管理に関する基礎的な知識・技術を身につけている。	○児童生徒の健康課題を把握し、教職員や関係機関と相談しながら対応にあたっている。	○児童生徒の健康課題を的確に把握し、教職員や関係機関と連携して対応にあたっている。	○保健管理に係る高い専門性を身につけ、児童生徒の心身の健康課題の解決に向け、校内において指導的な役割を担うことができる。	○保健管理に係る高い専門性を活かし、学校、家庭、地域、関係機関を連携させて、的確に対応する組織づくりを行うことができる。
	保健教育	○保健教育に係る専門性や学習指導要領に関する基礎的な知識を有している。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、学級担任等と連携し、専門性を活かした保健教育を行うことができる。	○児童生徒の健康課題を的確に把握し、その解決に向けた保健教育を実践するとともに、評価・改善を図ることができる。	○組織的な保健教育を推進するために、家庭や地域の実態に即して進めるとともに、連携におけるコーディネーターとしての役割を担うことができる。	○教職員や地域など校内外の連携におけるコーディネーターとしての役割を担うとともに、養護教諭の視点を活かして教職員の実践に対し、指導・助言を行うことができる。
	保健室経営	○保健室経営における養護教諭の役割を理解するとともに、保健室経営計画を立案する知識を有している。	○学校教育目標をふまえ、児童生徒の健康課題の解決に向けた保健室経営計画を作成し、計画に従って実践を行うことができる。	○学校教育目標をふまえ、児童生徒の健康課題の解決に向けた保健室経営計画を作成し、教職員と連携して組織的な保健室経営を行うことができる。	○学校教育目標の実現に向け、保健室経営計画に従って実践するとともに、評価・改善を図りながら効果的に保健室経営を推進することができる。	○学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実施し、学校・家庭・地域の連携のもと、計画的・組織的に保健室経営を推進することができる。
	健康相談	○学校保健安全法における健康相談の位置づけや、健康相談の基本的プロセス (課題の背景把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携など) を理解している。	○児童生徒の健康課題を捉え、教職員や学校医等の専門職、保護者と連携を図りながら、適切な健康相談を実施することができる。	○児童生徒の健康課題を的確に捉え、教職員や学校医等の専門職、保護者と連携し、校内の支援体制づくりを行うことができる。	○健康相談に係る高い専門性を身につけ、児童生徒の支援体制の充実を図るために、学校内及び地域関係機関との連携におけるコーディネーター的な役割を果たしている。	○学校内及び地域関係機関との連携におけるコーディネーター的な役割を果たすと同時に、組織的な児童生徒の支援体制づくりを行うことができる。
		○カウンセリングマインドを持って、児童生徒の相談を受けることができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員と連携し、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員と連携し、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員に指導・助言を行いながら、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	
保健組織活動	○保健組織活動の意義と学校保健に関する校内外の協力体制の重要性を理解している。	○校内の保健組織活動の企画、運営に参画することができる。	○校内の保健組織活動において、中心的な役割を担い、組織活動の改善を図ることができる。	○保健組織活動を地域ぐるみの取組につなげるため、近隣の学校や関係機関との連携を図ることができる。	○広域的な保健組織活動の活性化に向けて、教職員や保護者、関係機関との連携を図り、指導的役割を担うことができる。	

校長及び教員としての資質の向上に関する指標 (事務局最終案)

資料2

(4) 栄養教諭に必要な事項 (専門領域)

ライフステージ		教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
			初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降	
			基礎形成期	伸長期	充実期	発展期	
資質・能力にかか る項目		栄養教諭として求められる 基礎的な知識や技能を身に つけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固め る。	知識や経験に基づいた実践力を高 める。	多様な知識と経験に基づいた実践 を展開するとともに、若手教員の 指導を行い、学校の中核的役割を 担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、 高度な実践を展開するとともに、 指導力を発揮し、学校づくりや教 育活動をリードする。	
栄養 教諭 に 必 要 な 事 項 (専 門 領 域)	給 食 管 理	栄養管理 (献立作成)	○学校給食摂取基準に基づき、食 事状況調査、嗜好調査、残食量調 査等の結果をふまえた献立を作成 することができる。	○学校給食摂取基準に基づく栄養 管理に加え、郷土食、地場産物を 取り入れ、各教科等の食に関する 指導と関連させながら、献立を作 成することができる。	○栄養教諭の専門性を活かして、 児童生徒の身体状況を考慮し、地 域性に応じた献立作成及び栄養管 理を行うことができる。	○栄養管理や献立作成に関して、 他の栄養教諭を支援するなど、地 域においても指導的役割を担うこ とができる。	
		衛生管理	○学校給食衛生管理基準を理 解し、衛生管理に関する 基礎的な知識・技能を有し ている。	○学校給食衛生管理基準に基づ き、日常的に施設設備、食品を管 理するとともに、調理従事者と連 携し適切な衛生管理のための指 導・助言を行うことができる。	○学校給食衛生管理基準につい ての理解を深め、日常的な衛生管 理に加えて、学校給食の衛生管理 について教職員に対して適切な指 導・助言を行うことができる。	○衛生管理に関する高い専門性を 身につけ、日常的に適切な衛生管 理を行うとともに、食品納入業者 等、地域の学校給食関係者に対 しても必要な指導・助言を行うこ とができる。	○学校給食における衛生管理に関 して、他の栄養教諭を支援するな ど、地域においても指導的役割を 担うことができる。
	食 に 関 する 指 導	給食の時間の指導	○給食の時間における食に 関する指導について、基礎 的な知識・技能を有してい る。	○給食の時間における食に関す る指導のための資料を学級担任に提 供し、連携して児童生徒への指導 を行うことができる。	○給食と教科等との関連を考慮 し、学級担任が年間をとおして食 に関する指導が行えるよう支援す るとともに、連携して児童生徒へ の指導を行うことができる。	○学級担任が献立計画を活用し、 教科等と関連させた食に関する指 導を継続的に行えるよう支援する とともに、食に関する年間指導計 画を中心となって策定することが できる。	○学級担任が献立計画や食に関す る年間指導計画に基づいて、教科 等と関連させた指導を継続的・効 果的に行うための指導・助言を行 うことができる。
		教科等における指導	○教科等における食に関す る指導について、基礎的な 知識・技能を有している。	○学級担任と連携し、栄養教諭の 専門性を活かした児童生徒への指 導を行うことができる。	○学校教育目標や地域性をふま え、栄養教諭の専門性を活かして、 家庭・地域と連携した食育を 推進することができる。	○栄養教諭の専門性を活かし、食 育推進のために教職員や地域など 校内外の連携・調整の要としての 役割を担うことができる。	○地域において、校種毎の学習内 容に応じた系統的な食育を推進す るため、中心となって連携・調整 を行うとともに、他の栄養教諭に 対し、指導・助言を行うことがで きる。
	個別的な相談指導	○カウンセリングマインド を持って、児童生徒の食に 関して個別的な相談を行う ことの重要性を理解してい る。	○食に関する健康課題や相談指導に 必要なエビデンスについての最新 情報の収集に努め、児童生徒の課 題を的確につかみ、医療機関等 と連携を図りながら教職員ととも に、児童生徒に対する指導・助言 や家庭への支援や働きかけを行う ことができる。	○児童生徒の食に関する健康課題を 総合的に判断し、児童生徒の課 題に応じて養護教諭や医療機関等 と連携を図りながら指導・助言を するとともに、栄養教諭の専門性 を活かして教職員に対しても指導 的役割を担うことができる。			